令 和 ８ 年 度

政 策 評 価 結 果 報 告 書

令和8年10月作成

南　島　原　市

〔総 務 部 財 政 課〕

目次

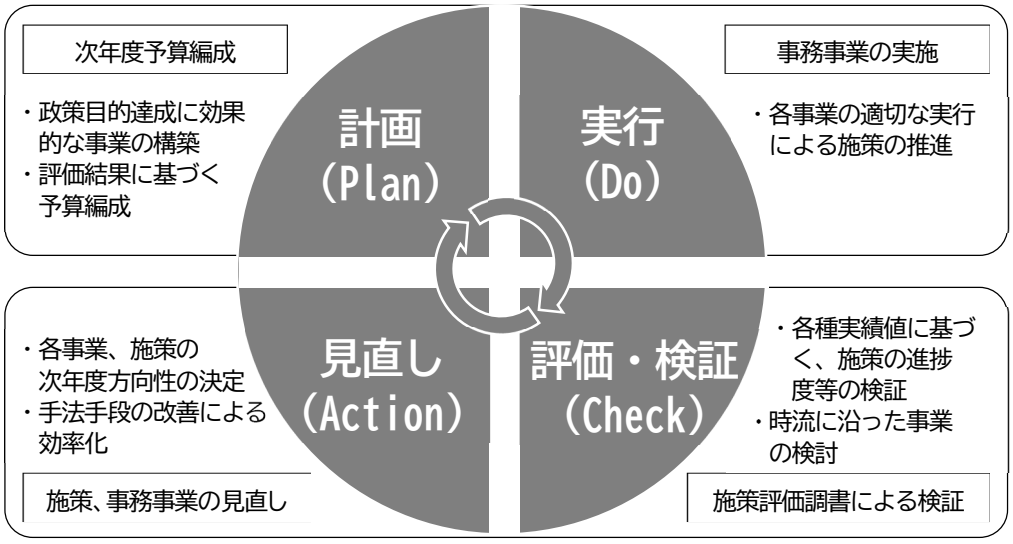
Ⅰ 令和８年度政策評価の概要 ..... - 1 -
１ 政策評価とは ..... - 1 -
２ 政策評価の目的 ..... - 1 -
３ 政策評価の対象と種類 ..... - 2 -
４ 政策評価の体系 ..... - 2 -
５ 評価の観点 ..... - 2 -
６ 政策評価の流れ ..... - 3 -
７ 個別事業評価結果の次年度当初予算への反映 ..... - 4 -
Ⅱ 令和8年度施策評価の概要 ..... - 5 -
１ 評価の対象 ..... - 5 -
２ 評価の方法 ..... - 6 -
３ 実施機関が行う施策評価 ..... - 7 -
４ 市長が行う施策評価 ..... - 7 -
５ 令和8年度施策評価の結果の概要 ..... - 8 -
６ 施策評価結果 ..... - 10 -
Ⅲ 令和8年度個別事業評価の概要 ..... - 11 -
１ 評価の対象 ..... - 11 -
２ 評価の方法 ..... - 11 -
３ 実施機関が行う個別事業評価 ..... - 11 -
４ 市長が行う個別事業評価 ..... - 11 -
５ 令和8年度個別事業評価の結果の概要 ..... - 12 -
６ 個別事業評価の結果 ..... - 13 -

Ⅰ 令和８年度政策評価の概要

１ 政策評価とは

本市の政策評価は、市政の各分野における施策又は事業（以下「施策等」という。）について、公益性、必要性又は妥当性の観点、その他当該施策等の特性に応じた必要な観点から、市長及び実施機関自ら合理的な手法を用いて評価を行うことにより、その結果を市の施策等に適切に反映させるとともに、予算の編成及び施策等の企画立案等における重要な情報として活用するものです。

政策評価制度の運用にあたっては、「企画立案（Plan）－ 実施（Do）－ 評価（Check）－ 改善・反映（Action）」という政策の形成と遂行の過程内に制度として組み込み、施策等の進捗管理と見直しを不断に行うとともに、限られた財源等の行政資源を有効に配分して、効率的かつ効果的な行政の推進と市民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を目指すこととしています。



２ 政策評価の目的

本市の政策評価の目的は、次のとおりです。

① 効率的かつ効果的な施策等の推進

限られた予算や人員等を効果的に配分してコストに見合った成果を得るため、政策評価の実施により、効率的かつ効果的な施策等の推進を図る。

② 成果を重視した市政の運営

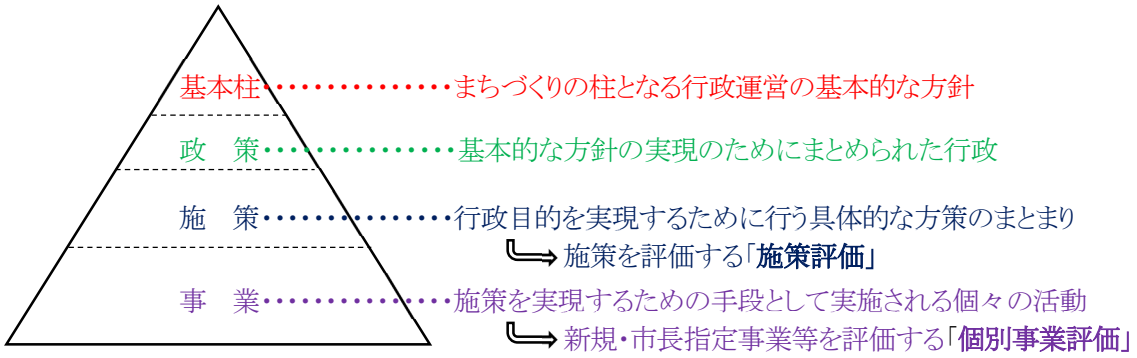
市民にとって満足度の高いまちづくりを実現させるため、政策評価の実施により、成果を重視した市政の運営を図る。

③ 市民に対する行政の説明責任の徹底

市の施策等が効率的かつ効果的に行われているかなどの評価結果を公表し、市民に対する行政の説明責任を果たす。

3 政策評価の対象と種類

本市の政策評価は、総合計画の政策体系を基本にして、施策ごとに今後の方向性等を評価する“施策評価”と、新規・改廃予定等事業の次年度以降の方向性を評価する“個別事業評価”を行います。



4 政策評価の体系

政策評価の種類	政策評価の流れ			
施策評価	実施機関※注が行う施策評価	⇒	市長が行う施策評価	⇒ 評価結果の公表
個別事業評価	実施機関が行う個別事業評価	⇒	市長が行う個別事業評価	⇒ 評価結果の公表

注）実施機関とは、市長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。

5 評価の観点

(1)施策評価

施策ごとに今後の方向性を評価する「施策評価」を行うにあたっては、数値指標の達成状況のほか、施策を構成する事務事業の連携性、事業構成の適当性及び役割分担の妥当性の観点から評価しています。

① 構成事業の連携性

- 施策を構成する事務事業相互間の連携は十分に図られているか。
- 施策を構成する事務事業の連携による相乗効果は得られているか。

② 事業構成の適当性

・ 施策の実現のために有効かつ必要な事業構成となっているか。

・ 施策の推進のために新たな事業や取組みなどを検討する必要はないか。

③ 役割分担の妥当性

・ 施策を構成する個々の事務事業の役割分担は明確に整理されているか。

・ 施策を構成する個々の事務事業はその役割を適切に果たしているか。

このほか、施策の特性に応じて必要な観点を適宜加えて評価しています。

(2)個別事業評価

新規や市長が指定した事務事業等について、次年度以降の方向性を評価する「個別事業評価」にあたっては、下記の観点から評価しています。

評価項目	観点
公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか
	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか
妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか
	近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか
有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮されているか(される予定か)
	事業執行の方法が最適な手法であるか
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか

このほか、事務事業の特性に応じて必要な観点を適宜加えて評価しています。

6 政策評価の流れ

令和8年度の政策評価の大まかな流れは以下のとおりです。

月		事 務 処 理 事 項	摘　　要
6月	上		
	中	個別事業一覧表」、「予算事業計画額調書」、「個別事業計画額調書」、「個別事業評価調書」、「補助金等見直し内容・経過調書」作成依頼	照会 6/11 提出期限 7/15
	下		
7月	上		

	中	「施策評価調書」作成依頼	照会　7/16 提出期限　7/29
	下	財政課ヒアリング対象事業選定・通知	通知日　7/31
8月	上		
	中	財政課ヒアリングの実施	実施日　8/17～8/19
	下	政策評価会議審査対象事業選定・通知	通知日　8/31
9月	上		
	中	政策評価会議（市長ヒアリング）	実施日　9/15～9/16
	下	政策評価結果報告書の確定・議会提出及び公表	

7 個別事業評価結果の次年度当初予算への反映

個別事業評価調書に基づく評価を経ない新規事業は予算要求自体を認めないこととします。また、評価した個別事業であっても、評価結果に従わないもの、評価結果に反するものは次年度予算要求がなされても却下します。

但し、以下の各項のいずれかに該当する場合は、例外として予算要求を認めることとします。

(1)国及び県補助事業の創設・拡充に伴う義務的な負担発生や増額

(2)諸事情により政策評価制度を経ずに次年度予算計上することとなった市単独事業は、所管課において財源（過疎債、ふるさと応援寄附以外）の見込みをつけ、部局長会議（定例・臨時いずれかは問わない）において事業実施の方針を決定したもの

Ⅱ 令和8年度施策評価の概要

1 評価の対象

令和8年度の施策評価の対象は、令和5年3月末に策定した第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画の政策体系に掲げた70施策です。

〇総合計画の施策体系

基本柱	政策	施策
1.自然環境	1-1 自然環境との共生	1-1-1 自然環境の保全 1-1-2 環境負荷の少ないまちづくりの実現 1-1-3 環境美化活動の推進 1-1-4 動物愛護の推進
	1-2 循環型地域社会の形成	1-2-1 ごみの再資源化・減量化の推進 1-2-2 ごみの適正処理
2.郷土文化	2-1 歴史・文化財を活かしたまちづくり	2-1-1 歴史・文化財の保護と保存整備・活用 2-1-2 歴史・文化財の活用と普及 2-1-3 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全
	2-2 文化・芸術のまちづくり	2-2-1 文化・芸術の振興
	2-3 地域おこしの推進	2-3-1 市民交流・コミュニティの活性化 2-3-2 定住促進と田舎暮らしの推進 2-3-3 出会い・結婚の支援
3.産業経済	3-1 農林業の振興	3-1-1 生産基盤の整備 3-1-2 経営基盤の強化 3-1-3 有害鳥獣対策の強化 3-1-4 販路拡大とブランド化の推進 3-1-5 環境にやさしい農林業の振興
	3-2 水産業の振興	3-2-1 生産基盤の整備 3-2-2 経営基盤の強化 3-2-3 つくり育てる漁業の推進
	3-3 商工業の振興	3-3-1 経営基盤の強化
	3-4 観光の振興	3-4-1 プロモーションの強化 3-4-2 観光プログラムの整備 3-4-3 受入体制の充実
	3-5 雇用の拡大	3-5-1 企業立地の促進と就業支援
4.健康福祉	4-1 健康づくりの推進	4-1-1 市民の健康増進 4-1-2 健康診査・健康相談等の充実 4-1-3 こころの健康づくり
	4-2 医療体制の充実	4-2-1 医療体制の充実
	4-3 高齢者福祉の充実	4-3-1 高齢者福祉サービスの充実 4-3-2 高齢者の生きがいづくり
	4-4 障がい者福祉の充実	4-4-1 障がい者生活支援 4-4-2 障がい者の社会参加の支援
	4-5 児童福祉の充実	4-5-1 子育て支援の充実 4-5-2 ひとり親家庭等福祉の充実
	4-6 社会保障の充実	4-6-1 社会保障の充実
	5-1 教育の充実	5-1-1 子ども養育支援

基本柱	政策	施策
5.人づくり		5-1-2 「人間力」を育む教育の推進 5-1-3 教育環境の整備 5-1-4 学校生活・就学支援
	5-2 生涯学習のまちづくり	5-2-1 学習機会の充実 5-2-2 青少年の健全育成
	5-3 生涯スポーツのまちづくり	5-3-1 生涯スポーツの推進 5-3-2 スポーツ力の強化
	5-4 地域間交流の推進	5-4-1 地域間交流の推進 5-4-2 国際交流の推進
6.安全安心	6-1 災害に強いまちづくり	6-1-1 防災・減災対策の推進 6-1-2 消防力の強化
	6-2 暮らしの安全づくり	6-2-1 防犯のまちづくり 6-2-2 交通安全のまちづくり 6-2-3 安心できる消費生活環境づくり
7.基盤整備	7-1 交通環境の充実	7-1-1 道路網の整備 7-1-2 公共交通の充実
	7-2 生活環境の充実	7-2-1 良好な住環境づくり 7-2-2 美しい景観づくり 7-2-3 安心で安定した水の供給 7-2-4 生活排水の処理 7-2-5 港湾・河川の整備
	7-3 情報環境の整備	7-3-1 情報環境の整備
8.協働行政	8-1 市民協働のまちづくり	8-1-1 市政への市民参加 8-1-2 市民活動・自治会活動等の活性化 8-1-3 まちづくり人材の育成 8-1-4 官学連携の推進・市内高校の魅力向上への支援
	8-2 人権尊重・男女共同参画のまちづくり	8-2-1 人権尊重・平和行政の推進 8-2-2 男女共同参画のまちづくり
	8-3 質の高い行政運営	8-3-1 質の高い行政運営 8-3-2 職員の能力向上と意識改革
	8-4 持続可能な財政運営	8-4-1 財政の安定化 8-4-2 自主財源の確保と資産の有効活用
8本柱	29政策	70施策

2 評価の方法

施策評価は、市民アンケート等の分析結果や施策ごとの指標等の達成状況、施策を構成する主要な事務事業の実効性、施策分野の現状や課題、また問題点・課題等を踏まえた上での今後の方向性など、当該施策の特性に応じて必要な観点から評価を行う必要があります。

そのため、本市の施策の進行管理を把握するための調書を設定し、これを施策等の実施機関に作成させ、その評価調書を基にして今後の施策展開や事業計画の見直し等についての総合的な評価を行っています。

3 実施機関が行う施策評価

実施機関が行う施策評価の観点とその評価の方法等は、概ね以下のとおりです。

(1)施策分野の問題点・課題等

・調書作成時点での施策分野の問題点・課題等を洗い出し記載する。

(2)数値目標の達成状況

・施策ごとに設けている数値目標とその実績に対する原因分析を行う。

(3)構成事業の評価

・施策を構成する主要な事業を、次の評価項目とその判断基準によって評価する。

評価結果	貢　献　度　の 判　断　基　準
高い	事務事業の成果等が施策の推進に重要な役割を果たしており、当該事務事業なしでは今後の施策の進展が望めないと判断される。
やや高い	事務事業の成果等が施策の推進に着実な効果をもたらしており、現在にも増して今後の施策の進展に寄与していくと判断される。
普通	施策構成の必要性に応じた成果等が得られており、今後も施策の推進に欠かせない事務事業であると判断される。
やや低い	施策構成の必要性に応じた成果等が十分には得られていないが、今後の施策の推進には欠かせない事務事業であると判断される。
低い	事務事業の必要性はあるものの、施策構成の必要性に応じた成果等が得られておらず、今後もその成果等が見込めないと判断される。

(4)数値実績、問題点・課題等を踏まえた今後の施策の方向性

・施策分野の問題点・課題等を整理したうえでの今後の対応等について記載する。

・その他特記事項等があれば併せて記載する。

4 市長が行う施策評価

総合評価は、実施機関が行った評価を基にし、今後の施策展開や事業計画の見直し等に関する評価を行っています。

なお、「政策への貢献度」の評価の捉え方は、概ね以下のとおりです。

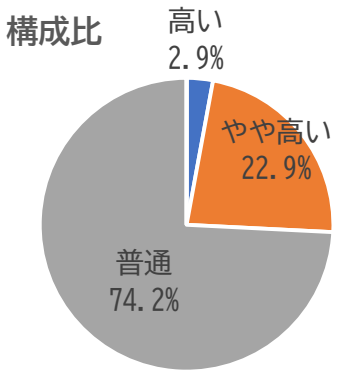
評価結果	貢　献　度　の 判　断　基　準
高い	施策指標の年次目標が全て達成されており、施策を構成する事業の施策への貢献度が高く、構成事業の連携性と事業構成の適当性も優れているもの。
やや高い	施策指標の年次目標が概ね達成されており、施策を構成する主要な事業の施策への貢献度が高く、構成事業の連携性と事業構成の適当性も良好なもの。
普通	施策指標の年次目標が概ね達成されており、施策を構成する事業の施策への貢献度が概ね良好であり、構成事業の連携性と事業構成の適当性に問題がないもの。

やや低い	施策指標の年次目標が一部達成されておらず、施策を構成する主要な事業の施策への貢献度が低く、構成事業の連携性と事業構成の適当性にも問題があるもの。
低い	施策指標の年次目標が全く達成されておらず、施策を構成する事業の施策への貢献度が低く、構成事業の連携性と事業構成の適当性にも大きな問題があるもの。

5 令和8年度施策評価の結果の概要

令和8年度の施策評価の評価数と総合評価(政策への貢献度)の構成比は以下のとおりです。

総合評価	評価数	構 成 比
高　い	2	2.9%
やや高い	16	22.9%
普　通	52	74.2%
やや低い	0	0%
低　い	0	0%
計	70	100%



また、各施策の総合評価(政策への貢献度)の結果の概要は、次のとおりです。

基本柱	政策	施策	貢献度
1.自然環境	1-1 自然環境との共生	1-1-1 自然環境の保全	普通
		1-1-2 環境負荷の少ないまちづくりの実現	やや高い
		1-1-3 環境美化活動の推進	普通
		1-1-4 動物愛護の推進	普通
	1-2 循環型地域社会の形成	1-2-1 ごみの再資源化・減量化の推進	やや高い
		1-2-2 ごみの適正処理	普通
2.郷土文化	2-1 歴史・文化財を活かしたまちづくり	2-1-1 歴史・文化財の保護と保存整備・活用	普通
		2-1-2 歴史・文化財の活用と普及	普通
		2-1-3 世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全	やや高い
	2-2 文化・芸術のまちづくり	2-2-1 文化・芸術の振興	普通
	2-3 地域おこしの推進	2-3-1 市民交流・コミュニティの活性化	普通
		2-3-2 定住促進と田舎暮らしの推進	高い
		2-3-3 出会い・結婚の支援	普通
3.産業経済	3-1 農林業の振興	3-1-1 生産基盤の整備	やや高い
		3-1-2 経営基盤の強化	やや高い

基本柱	政策	施策	貢献度
		3-1-3 有害鳥獣対策の強化	普通
		3-1-4 販路拡大とブランド化の推進	やや高い
		3-1-5 環境にやさしい農林業の振興	普通
	3-2 水産業の振興	3-2-1 生産基盤の整備	普通
		3-2-2 経営基盤の強化	普通
		3-2-3 つくり育てる漁業の推進	普通
	3-3 商工業の振興	3-3-1 経営基盤の強化	普通
	3-4 観光の振興	3-4-1 プロモーションの強化	普通
		3-4-2 観光プログラムの整備	普通
		3-4-3 受入体制の充実	普通
	3-5 雇用の拡大	3-5-1 企業立地の促進と就業支援	普通
4.健康福祉	4-1 健康づくりの推進	4-1-1 市民の健康増進	やや高い
		4-1-2 健康診査・健康相談等の充実	やや高い
		4-1-3 こころの健康づくり	普通
	4-2 医療体制の充実	4-2-1 医療体制の充実	普通
	4-3 高齢者福祉の充実	4-3-1 高齢者福祉サービスの充実	普通
		4-3-2 高齢者の生きがいづくり	普通
	4-4 障がい者福祉の充実	4-4-1 障がい者生活支援	普通
		4-4-2 障がい者の社会参加の支援	普通
	4-5 児童福祉の充実	4-5-1 子育て支援の充実	普通
		4-5-2 ひとり親家庭等福祉の充実	普通
	4-6 社会保障の充実	4-6-1 社会保障の充実	やや高い
5.人づくり	5-1 教育の充実	5-1-1 子ども養育支援	やや高い
		5-1-2 「人間力」を育む教育の推進	普通
		5-1-3 教育環境の整備	普通
		5-1-4 学校生活・就学支援	やや高い
	5-2 生涯学習のまちづくり	5-2-1 学習機会の充実	普通
		5-2-2 青少年の健全育成	普通
	5-3 生涯スポーツのまちづくり	5-3-1 生涯スポーツの推進	普通
		5-3-2 スポーツ力の強化	普通
	5-4 地域間交流の推進	5-4-1 地域間交流の推進	普通

基本柱	政策	施策	貢献度
		5-4-2 国際交流の推進	普通
6.安全安心	6-1 災害に強いまちづくり	6-1-1 防災・減災対策の推進	普通
		6-1-2 消防力の強化	普通
	6-2 暮らしの安全づくり	6-2-1 防犯のまちづくり	普通
		6-2-2 交通安全のまちづくり	やや高い
		6-2-3 安心できる消費生活環境づくり	普通
7.基盤整備	7-1 交通環境の充実	7-1-1 道路網の整備	やや高い
		7-1-2 公共交通の充実	やや高い
	7-2 生活環境の充実	7-2-1 良好な住環境づくり	普通
		7-2-2 美しい景観づくり	普通
		7-2-3 安心で安定した水の供給	普通
		7-2-4 生活排水の処理	普通
		7-2-5 港湾・河川の整備	普通
	7-3 情報環境の整備	7-3-1 情報環境の整備	やや高い
8.協働行政	8-1 市民協働のまちづくり	8-1-1 市政への市民参加	普通
		8-1-2 市民活動・自治会活動等の活性化	普通
		8-1-3 まちづくり人材の育成	普通
		8-1-4 官学連携の推進・市内高校の魅力向上への支援	普通
	8-2 人権尊重・男女共同参画のまちづくり	8-2-1 人権尊重・平和行政の推進	普通
		8-2-2 男女共同参画のまちづくり	普通
	8-3 質の高い行政運営	8-3-1 質の高い行政運営	普通
		8-3-2 職員の能力向上と意識改革	普通
	8-4 持続可能な財政運営	8-4-1 財政の安定化	やや高い
		8-4-2 自主財源の確保と資産の有効活用	高い

6 施策評価結果

詳細は、別冊「施策評価調書」に記載しています。

Ⅲ 令和8年度個別事業評価の概要

1 評価の対象

令和8年度の個別事業評価の対象は、新規事業及び実施機関が所掌する事務事業のうち市長が指定する事業です。

2 評価の方法

第Ⅱ期後期基本計画に掲げる施策や重点プロジェクトの方向性に沿って構築される新規事業や、次年度以降制度を改めて内容を拡充させる事業等について、事業の必要性、有効性等の観点その他当該事務事業の特性に応じた観点から、当該事業を評価する必要があります。

そのため、個別事業の評価に適した調書を設定し、これを実施機関に作成させ、その調書に基づき、次年度以降の取扱いに関して評価を行っています。

3 実施機関が行う個別事業評価

実施機関が行う個別事業評価の観点は、Ⅰの5の(2)に示すとおりです。

この評価の観点に加え、地域の実情や事業を実施しなかった場合の影響、課題の解決手段の検討状況などを考慮したうえで、実施機関としての次年度に向けた方向性を示しています。

実施機関における次年度に向けた方向性の区分(評価区分)は、次のとおりです。

区　分	説　明
継　続	今後も対象範囲や条件等を変えずに予定どおり(計画どおり)実施するもの
改　善	規模や対象等の変更を伴わず、事務手法等を改善するもの
廃　止	事業継続の必然性が乏しいため、本年度をもって事業を終了するもの。
統　合	事業の再編や事務の簡素化等のため別の事業に統合する
補正新規	令和5年12月補正以降の新規予定事業
新　規	次年度以降に新規予定事業として実施予定の事業

※新規事業の場合は、「新規」または「補正新規」のみ。

4 市長が行う個別事業評価

個別事業評価調書における市長評価は、調書記載の評価の観点にける実施機関の判断をはじめ、地域の実情や事業を実施しなかった場合の影響等を勘案し、総合的に評価しています。

市長が行う次年度に向けた方向性の区分(評価区分)は下表のとおりです。

評価区分	説　明
継　続	今後も対象範囲や条件等を変えずに予定どおり(計画どおり)実施する

改　　善	規模や対象等の変更を伴わず、事務手法等を改善する
廃　　止	事業継続の必然性が乏しいため、本年度をもって事業を終了するもの。
統　　合	事業の再編や事務の簡素化等のため別の事業に統合する
補正新規	条件が整うことを前提に、今年度12月補正以降新規事業として採択する
新　　規	条件が整うことを前提に、新規予定事業として採択するもの
保　　留	次年度事業としては不採択とするもの（次年度当初予算要求不可）
再検討	政策評価調書の内容では事業実施を可とできないが、所管課において事業内容を精査し、財源等の見込みがつけば、次年度予算要求を妨げないもの
不　　可	次年度実施が不要と判断された事業

5 令和8年度個別事業評価の結果の概要

政策評価の結果については、市のホームページ等で公表することとしています。令和8年度に公表する個別事業評価調書の件数は、下表に示すとおりです。

部局等名	調書作成件数	評価件数	公表件数	備　考
総務部	8	8	8	
地域振興部	9	9	9	
市民生活部	2	2	2	
福祉保健部	5	5	5	
農林水産部	7	7	7	
建設部	15	15	15	
環境水道部	7	7	7	
会計管理者	0	0	0	
教育委員会事務局	24	24	24	
議会事務局	0	0	0	
農業委員会事務局	0	0	0	
監査委員事務局	0	0	0	
選挙管理委員会事務局	0	0	0	
合計	77	77	77	

個別事業評価調書で市長評価を行った件数及びその評価の内訳は、下表のとおりです。

部局等名	継続	改善	廃止	統合	新規	補正新規	保留	再検討	不可	合計
総　務　部	2	0	0	0	1	0	0	5	0	8
地域振興部	1	2	0	0	0	0	0	6	0	9
市民生活部	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
福祉保健部	1	1	0	0	2	1	0	0	0	5
農林水産部	0	1	1	0	1	1	0	3	0	7
建　設　部	3	0	0	0	11	0	0	0	1	15
環境水道部	2	0	0	0	5	0	0	0	0	7
会計管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教委事務局	19	1	0	0	2	1	0	1	0	24
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農委事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選管事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	28	5	1	0	23	3	0	16	1	77
分布割合	36.3%	6.5%	1.3%	0%	29.9%	3.9%	0%	20.8%	1.3%	100%

6 個別事業評価の結果

詳細は、別冊「個別事業評価調書」に記載しています。